

年 月 日

宇佐市ふるさと回帰支援センター
センター長 宛て

申請者住所：

氏名： 印

連絡先：

宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅利用申請書

宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅を利用したいので、宇佐市おためし暮らし住宅事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、申請者及び利用者の中に、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を持っている者が居ないことを誓約します。また、住宅の利用に当たっては、同要綱の規定に従って利用することを誓約します。

記

1. 利用する住宅の所在地：宇佐市

2. 利用期間： 年 月 日 時 分
～ 年 月 日 時 分（ 日間）

3. 滞在中の連絡先：（携帯電話） — —

4. 利用者氏名（申請者含む）

氏名	性別	生年月日	申請者との続柄
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

5. 当該住宅を利用する理由

--

6. 確認事項：①空き家情報利用希望者申込書を提出している
- ②事前に当該住宅を利用する旨の連絡を行っている
- ③滞在中は移動手段がある（自家用車・レンタカー・その他）
- ④滞在中に空き家の案内を受ける予定がある（任意）
- ⑤施設に備え付けの寝具（布団一式）を使用する

第 号
年 月 日

様

宇佐市ふるさと回帰支援センター

センター長 是 永 修 治

宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅利用承認書

年 月 日付けで申請のありました、宇佐市おためし暮らし住宅の利用につきまして、宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 利用期間： 年 月 日 時 分 ～
 年 月 日 時 分（ 日間）
2. 利用料金： 円

様式第3号（第5条関係）

一時利用目的による建物賃貸借契約書

賃貸人 宇佐市ふるさと回帰支援センター（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）は、次のとおり一時利用目的による建物賃貸借契約を締結する。

（一時利用目的による建物賃貸借契約の締結）

第1条 甲は、宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、乙が一定期間、本市で生活し、移住に向けての準備や移住体験を行うため、一時的に利用させる目的で、次の建物（以下「本件建物」という）を賃貸し、乙はこれを借り受けた。

（本件建物）

所 在 宇佐市

構 造

床面積 m^2

（期間）

第2条 本件建物の賃貸借契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。

（用途）

第3条 乙は、本件建物を移住に係るおためし住宅として利用するものとし、これ以外の用途に本件建物を使用してはならない。

（利用料金）

第4条 本件建物の利用料金は、1日当たり1,000円（光熱水費、家具等の利用に係る料金相当額を含む。）とする。

2 乙は、第2条で定めた日数分の利用料金を、事前に甲に支払うものとする。

（家具等の貸与）

第5条 本件建物に備付けの家具、電化製品等は貸与する。

（遵守事項）

第6条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 要綱第1条の趣旨に沿って本件建物を利用すること。
- (2) 留守や就寝時には、必ず施錠するなど本件建物を善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、本件建物内の附属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは決められたルールに従い、排出すること。
- (5) 本件建物及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- (6) その他別に定められたこと。

（禁止事項）

第7条 乙は、本件建物において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 甲の承諾を得ずに本件建物の改修を行うこと。
- (2) 本件建物の全部又は一部を第三者に転貸すること。
- (3) その他本件建物の利用にふさわしくない行為を行うこと。

（当然消滅）

第8条 本件建物が火災その他の災害で大破又は滅失した場合には、本契約は、催告その他の手続きを要せずに当然に滅する。

（損害賠償義務）

第9条 乙、その家族及びその他の関係者の故意又は過失によって、本件建物が汚損、毀

損又は滅失したときは、乙は、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙について以下の事由が発生した場合には、何らの催告なく本契約を解除することができる。

- (1) 本契約書第6条又は第7条の規定に違反したとき。
- (2) その他本契約に違反し、甲乙間の信頼関係が破壊されたとき。

(契約の終了)

第11条 第2条の期間が満了したとき又は本契約が解除されたときは、乙は、契約の更新を求めることはできず、甲に対して、直ちに本件建物を明け渡す。

2 前項の場合においては、乙は、本件建物内の自己の所有又は保管する動産全てを収去して本件建物を明け渡す。

(立退料等)

第12条 乙は、本件建物の明渡しに際し、立退料、移転料、引越費用、その他いかなる名目においても、甲に対し、金銭上の請求をしない。

(立退遅延時の損害金)

第13条 乙は、本件建物の明渡しを遅延した場合には、甲に対し、その遅延した日数に応じ、1日当たり、利用料金の2倍に相当する額の損害金を支払う。

(合意管轄)

第14条 甲及び乙は、本契約に関する紛争について、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意した。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、解決する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙各1通を保持する。

年 月 日

(甲の欄) 宇佐市大字上田1030番地の1
宇佐市ふるさと回帰支援センター
センター長

印

(乙の欄)

印